

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：アフリカ地域IFNAにおけるICSA展開促進及び研修事業促進情報収集・確認調査（QCBS）

案件番号：20a00251

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。

詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年 7月 8日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年 7月 8日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：アフリカ地域 IFNA における ICOSA 展開促進及び研修事業促進情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：  
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年9月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です（詳細は第4章参照）。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の15%を限度とする。

#### 4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：【契約第1課 野村 純子 [Nomura.Junko2@jica.go.jp](mailto:Nomura.Junko2@jica.go.jp)】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第二グループ

#### 5. 競争参加資格

##### （1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者  
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者  
具体的には、以下のとおり取扱います。
  - a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
  - b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
  - c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
  - d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場

合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま  
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に  
作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務  
の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相  
反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同  
企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の  
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定  
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する  
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作  
成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表  
者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた  
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格  
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年 7月29日（水）12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)宛、CC: 担当者  
アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、  
公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則と  
してお断りしています。

### (3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### (4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年 8月7日（金） 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出を原則とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

(3) 提出先・場所：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

## (2) 評価方法

### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

#### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。  
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

### 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

### 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

### (3) 見積書の開封

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。

1) 日時：2020年8月28日（金）

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構内会議室

### (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2020年 9月1日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

### (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、

契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

#### 2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

#### 3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済みの資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

#### (3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

#### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

### 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。



(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

13. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 2 業務の目的

本調査は、同宣言の実現に向けて、他国への展開として教訓にするべく、現在IFNAに参加している11か国<sup>2</sup>において、ICSAを踏まえた事業実施を促進すると共に、過去に発注者の栄養関連の研修を受講した帰国研修員による栄養改善活動の促進方法について提案することを目的として実施する。

## 3. 業務の対象地域

※各業務の対象国は以下のとおりであるが、これらの国においては現地渡航による業務を想定する。現時点では以下の国を想定するが、パイロットプロジェクトの実施見込み等に応じて国の変更もあり得る

- 6. I (1) : ブルキナファソ、スーダン、チャド
- 6. I (2) 、 (3) : ケニア、エチオピア、マラウイ、セネガル
- 6. II : ブルキナファソ、スーダン、チャド、ケニア、エチオピア、マラウイ、セネガル

※ウェブを通じて、6. IIの調査をベナン、中央アフリカ、ガボン、ギニア、リベリア、ニジェール、ルワンダ、南スーダン、トーゴ、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエにおいても実施する。

## 4. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 業務実施方針及び留意事項

- (1) IFNA においては、同じ時期、同じ場所で様々なドナー機関などの関係者 (Multi-stakeholder) による複数セクター (農業、保健、水・衛生、等) にわたる包括的な介入を行うアプローチ (Multi-sectoral Approach。以下「MSA」) 及び、現場の状況に合わせて必要な栄養素を十分に摂取するための農産物生産を考えるアプローチ (Nutrient Focused Approach。以下「NFA」) を推進している。本調査は、IFNA の全アフリカ展開に資する発注者の取組みを検討・提案することを目的としているが、これらのアプローチに沿った提案となるように留意する。なお、MSA については、UNICEF conceptual framework of the determinants of child undernutrition ([https://www.unicef.org/nutrition/files/Unicef\\_Nutrition\\_Strategy.pdf](https://www.unicef.org/nutrition/files/Unicef_Nutrition_Strategy.pdf)(p9 Fig1) も参照する。
- (2) IFNA では、全アフリカ展開に向けた当面のアクションとして、IFNA 事務局、AUDA-NEPAD、JICA 経済開発部が中心となり、①上記 (1) の MSA や NFA に基づく各国での取り組み方法を纏めた「IFNA 実施ハンドブック」の作成 (2020 年 7 月頃)、②全アフリカ向けに IFNA の進捗の紹介と IFNA 参画への呼び掛けを行うための「第二回 IFNA

<sup>2</sup> 2019年5月にはチャドが参加表明したため、現在のIFNA参加国は11か国。

パートナー会合」の開催（2020年7、8、9、10、11月頃）、③IFNAへの参画を希望する国々に対して具体的な取組手法を指導するための地域研修の実施（2020年度後半以降）、等を予定している。本調査もこうしたIFNA側の動きと連携するように留意する。具体的には、本調査でのワークショップにおける上記①のハンドブックの活用、調査対象国政府に対するIFNAへの参画の懇話、等を想定している。

- (3) 本調査は、当該分野の協力に向けた対象国の現状把握や情報収集・分析、パイロットプロジェクトを実施するものであり、調査対象国からの要請に基づいて実施するものではない。調査の過程においては、調査対象国政府等から、本調査の実施が案件形成・採択・実施に直接的に繋がるものであるといった誤解を与えることが無いよう、留意して調査を実施する。
- (4) 関連する案件として、発注者は一部の国において栄養関連の案件を実施しており、またIFNA全アフリカ展開に向けた基礎情報収集・確認調査を行っており、ルワンダ及びセネガルの帰国研修員を対象に6. IIと類似の調査を、ケニアにおいて基礎情報を収集する予定である。また、ガーナ、ナイジェリア、ケニア、エチオピア、マラウイ、モザンビークを中心に、ICSA/国家栄養政策の実施促進に向け事業概要を作成するため南アフリカのIFNA事務局（JICA企画調査員等）が備上するリージョナルコンサルタントとの相互補完性に留意する。

## 6. 業務の内容

### I. ICSAに基づく事業実施の推進に係る提言

#### (1) ICSAの評価及び事業概要の作成

##### ①スーダン及びチャド

ICSAが完成していないスーダン及びチャドを対象に、案件形成にあたって必要な基礎情報をまとめ、各セクター、各地域における活動目標の設定を先方政府と共に行う。案件形成にあたって必要な基礎情報は下記を想定しているが、プロポーザル内で提案すること。どの項目に重点を置くか等の調査内容詳細についてはIFNA事務局、JICA経済開発部及び対象国のJICA事務所とも相談の上で決定する。

#### ➤ 開発計画（国レベル・県レベル）における栄養の位置付け

国家開発計画における栄養の位置付けを確認し、その具体性と計画の実施状況を確認する。特に計画の実施状況については、進捗度合いを確認するのに合わせ、進捗の促進/阻害要因を分析する。同様に、対象国内の県レベルでの開発計画における栄養の位置付けを確認するとともに、同計画の進捗状況も確認の上で、促進/阻害要因を分析する。なお、栄養に関連する活動は、農業、保健、水、衛生、教育、経済、インフラ整備といった幅広いセクターの取り組みに含まれることが想定されるため、調査の実施に際しては、調査対象が特定セクターのみに偏ることの無いように留意すること。

#### ➤ 栄養関連施策の実施体制

国レベルでのマルチセクターでの対応が必要となる栄養分野の取り組みを実施するための省・組織横断的機能・機関の有無を確認する。このような取り組みを行う機関としては、栄養関連省のいずれかが取りまとめを行うべく指定されているパターンの他、関連省からの人員で構成される委員会、省を跨る事項を取り扱う府庁（大統領府・計画庁等）が担っていることが想定される。また、農業、保健セクターを所管する省庁の栄養改善に係る所掌範囲、活動内容、抱えている課題や発注者支援のニーズ等を確認する。更に、自治体レベルで栄養

分野のマルチセクター調整や実施を行う機関の存在有無も確認し、指定されている場合はその構成、TOR、活動内容を確認する。

➤ 栄養に関する指標の整備状況

栄養に関する指標（子どもの身体計測指標、子ども・妊娠可能年齢女性・青少年女子の貧血率、栄養摂取指標（食事の頻度、多様性）、サービス（母子保健サービス、水・トイレの整備）普及指標等）の内、データが整備されている項目を特定すると共に、各項目について以下の情報を収集・整理する。

- ◇ 指標取得の主体（中央政府／自治体／ドナー・NGO 等外部リソース等）
- ◇ 指標取得の頻度（数年、毎年、半年、毎月など）
- ◇ 指標取得の単位（国レベル／県レベル／村レベルなど）

➤ 国内の地域ごとの栄養格差の状況

国内の地域別の栄養指標データが存在する場合、そのデータを基に地域ごとの栄養状況の実態分析を行う。また、地域別の所得レベルや就業人口の構成に関する情報も存在する場合は、これら情報と栄養状況との相関性を分析する。

➤ 末端の住民レベルへの既存アクセスポイントの確認

農業普及員、コミュニティ・ヘルスワーカー（保健ボランティア）、学校教員など、栄養啓発活動の地域住民への接点となるアクセスポイントを特定する。栄養改善の取り組みは、住民自身の意識改革を通して行動変容に繋げることが必要である。栄養啓発活動を行うために新たに人員配置を行うことは現実的ではないため、既存の行政機構の中での住民へのアクセスポイントを把握することは、効果的かつ持続的な啓発活動の展開に不可欠である。

➤ 地域毎、セクター毎の既存の取り組みの取り纏め

地域毎（県レベル）かつセクター毎（農業、保健、水・衛生等）に各ステークホルダーによる既存の取組みを整理する。

➤ 各ドナーによる取組

栄養関連の取り組みを行っているドナーの情報（発注者の既存案件を含む）を確認し、各ドナーの栄養分野での支援方針、支援対象地域と内容の分析を行うとともに、より効果的な栄養改善を行うために今後実施が必要とされる分野および支援内容の特定を行う。

本調査項目で得られた情報を、発注者による栄養分野での取り組み計画検討、他ドナーとの連携協力の可能性検討に活用する。

## ②ブルキナファソ

各国のICSAでは重点課題、重点対象地域、重点地域における改善に向けた方針、介入内容等が記されているが、各国政府がICSAに基づき個別の事業を実施できているとは言い難い。このため、先方政府の担当部署が変更となっているブルキナファソを対象に、IFNA概要及びICSA策定までの過程を再確認するとともに栄養セクターの実施体制を必要に応じて更新する

とともに、ICSAに記載されている方針や介入方法が実施されているか、あるいは実施に向けた計画があるか先方政府と共に評価を行い、セクター毎・地域毎にICSAの進捗状況をまとめる。実施に至っていない場合は阻害要因となっている事項を整理・分析し、各セクターにおける活動目標の設定を先方政府と共に行う。

### ③スーダン、チャド、ブルキナファソ3か国共通

設定した各セクター、各地域における活動目標や介入方法について先方政府と協議しながら優先順位を決め、具体的な事業化に向けて先方政府や他ドナー等と協議の上で事業概要をまとめる。この際に本調査の実施がJICAの案件形成・採択・実施に直接的に繋がるものではないことを強調する。案件の絞り込み・優先順位付けにあたっては、各セクターの意向にあわせて総花的なプロジェクトになることや一つのセクターの意向が偏らないよう基準を設ける等、各国の事情に応じた方法でMSAに留意する。事業概要は、資金協力を想定した大規模、技術協力を想定した中規模、先方政府予算を想定した小規模の三段階の予算規模に応じたものとし、それぞれ案件の必要性、案件の目的、期待される成果、期間や具体的な活動、対象地域、実施体制、資金源を含んだものとする<sup>3</sup>。資金源の候補を検討するために事業概要の作成に先立ち、各国において栄養関連の取組を行っているドナーのプロジェクトや予算規模を調査し、今般事業概要としてまとめようとしている事業についての関心を確認する。また、発注者以外のドナーにとっても実施しやすいように、汎用性のある様式を心がける。

実施主体となる開発パートナーや先方政府に対してまとめた事業概要について説明し、想定される連携案を提案し、事業実施の推進を図る。

## (2)パイロットプロジェクトの実施

上述の南アフリカのIFNA事務局（JICA企画調査員等）が備上するリージョナルコンサルタントが作成する事業概要や既存の事業概要に基づき、JICA経済開発部及び対象国のJICA事務所、IFNA事務局とも相談の上で、より効果的な栄養改善を行うために今後実施が必要とされる分野および支援内容からNFA、MSAを実践できるパイロットプロジェクトを4つ選定する。ケニア、エチオピア、マラウイ、セネガルにおいて一つずつのプロジェクトを想定するが、先方政府や他ドナー、JICA等との協議、事業概要の作成状況次第で変更もあり得る。

既存の事業概要にはマッチング可能性のある他ドナーの事業案および資金源について整理されている想定であるが、これが不十分な場合、下記（3）に詳述する通り、パイロットプロジェクト実施後にも他ドナーが関連事業を実施できるよう、パイロットプロジェクト形成前から他ドナーの意向を確認する。また先方政府の予算サイクルや既存案件のプロジェクトサイクルに対応できるよう実施のタイミングに留意する。

パイロットプロジェクトの実施はIFNAの有効性について各政府やドナーの認識を高め、更には他ドナーが事業を実施するきっかけとなることを目的としており、持続可能性を考慮し、現地NGOや研究機関、現地ローカルコンサルタント等への再委託とする。委託先の検討に当たって栄養にかかる活動を実施する実績を有しかつ他ドナーの資金も活用しているNGOやドナーをリストアップする（下記（3）と共通）。再委託費として、1件あたり定額で1500万円を計上すること（本見積りとする。）。

受注者はパイロットプロジェクトを監督するとともに、パイロットプロジェクトを通して

<sup>3</sup> 三段階の予算規模はあくまで例示でありJICA案件を想定したものではない。チャドに関してはJICAにとっては治安面から現地での邦人渡航にかかる制約が大きいことを踏まえ、JICAの案件を想定する場合は本邦や第三国での研修もしくは遠隔ベースでの協力アプローチも含めた対応可能な協力案とする。

NFA, MSAのアプローチの有効性を含めた成果や抽出された課題をまとめ、これを各国政府及び他ドナーに報告する（下記（3）と共通）。

### （3）先方政府等によるICSAに基づく活動の持続的な実施支援

本調査後に想定される事業化については、相手国政府と共に、JICAの他に現地NGO、研究機関、他ドナーが実施支援を担う想定である。これら開発パートナーが継続して事業を実施できるかという視点で、パイロットプロジェクトの形成と並行し、対象国における活動概況、関心事項等の情報を調査し、その際には、個別にインタビューを設定し詳細な情報を収集することとする。更にICSA実施に向けた資金動員を目的に、ICSAや事業概要に基づくプロジェクトと、資金源や実施主体となる開発パートナーとのマッチングを行う。具体的には開発パートナーに対し、想定される連携案を提案し、開発パートナーによる事業実施の推進を図る

パイロットプロジェクトの分析結果を各国政府及び他ドナーに報告し、事業委託先の観点で栄養にかかる活動を実施する実績を有しかつ他ドナーの資金も活用しているNGOや研究機関をリストアップし、各国政府に提供する（上記（2）と共通）。

## II. 帰国研修員による栄養改善活動の促進方法にかかる提言

### （1）課題別研修の帰国研修員の活動促進方法の検討

発注者は2017年から栄養に関する課題別研修「農業を通じた栄養改善」を実施している。これまで農村地域において農業を通じた栄養改善に取り組むアフリカ地域23か国の中央および地方政府機関の行政官43名<sup>4</sup>を対象に、所属部署における農業を通じた栄養改善プログラムを計画、実施、管理するために必要な知識と能力を強化してきた。研修員は研修時に帰国後に行う、栄養改善活動のアクションプランを策定している。本調査ではアクションプランの実施状況を確認する。具体的には帰国研修員への質問票を作成の上で、本調査対象国7か国に対しては現地インタビューを行い、現地渡航を予定していない16か国に対してはウェブ経由でインタビューを行う。インタビュー後、アクションプランに対する実施状況を整理し、課題を分析する。分析結果に基づき、帰国研修員が技術的な課題に面している場合は技術的助言を行うと共に今後の活動を提案する。資金源や実施主体が阻害要因の場合は（3）で整理した情報を提供する。上述の通り、IFNA全アフリカ展開に向けた基礎情報収集・確認調査においてルワンダ及びセネガルの帰国研修員を対象に類似の調査を行う予定であるため、重複しないようにすること。

実際にアクションプランを実践している研修員の好事例をまとめ、また実現していない研修員の阻害要因を類型化し、帰国研修員の活用方法及び課題別研修の改善点についてJICAに提案を行う。

## 7. 成果品等

### （1）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容につ

<sup>4</sup> ガーナ2名、ナイジェリア3名、ケニア1名、エチオピア3名、マラウイ3名、モザンビーク2名、セネガル2名、ブルキナ5名、マダガスカル3名、スーダン1名、チャド1名、ベナン2名、中央アフリカ1名、ガボン1名、ギニア2名、リベリア2名、ニジェール1名、ルワンダ1名、南スーダン2名、トーゴ1名、ウガンダ2名、ザンビア1名、ジンバブエ1名



いて了承を得るものとする。

#### 1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等（訪問国による部分的な違いがある場合は記載すること）

提出時期：調査開始後1ヶ月以内

部数：和文、英文、仏文（PDFファイル）

#### 2) 基礎情報及び各セクター、各地域における活動目標（スーダン、チャド）

記載事項：上記「6.（1）」に記載の通り

提出時期：6.（1）の全ての現地調査終了後1ヶ月以内

部数：英文あるいは仏文（PDFファイル）

#### 3) 事業概要（3カ国分）

記載事項：上記「6.（1）」に記載の通り

提出時期：6.（1）の全ての現地調査終了後1ヶ月以内

部数：英文あるいは仏文（PDFファイル）

#### 4) パイロットプロジェクト報告書（4カ国分）

記載事項：パイロットプロジェクト概要、成果、課題

提出時期：各国状況調査完了後1ヶ月以内

部数：英文あるいは仏文：1カ国当たり10部×4カ国＝計40部

（※英文、仏文とも、簡易製本2部及び電子データを受注者に提出とする。残りの部数は各国政府、NEPAD 及びドナーへの説明に用いること。）

#### 5) ファイナルレポート

記載事項：

① 事業の概要（背景・経緯・目的）

② 活動内容（事業概要）

調査手法、調査内容、基礎情報及び目標（スーダン・チャド）、ICSAの進捗状況・分析（ブルキナファソ）等を業務フローチャートに沿って記述

③ 活動内容（パイロットプロジェクト）

業務実施中に実施した活動、開発パートナーに関する情報収集結果、マッチング結果について記述

④ 活動内容（帰国研修員）

帰国研修員による栄養改善活動の分析結果及び促進方法にかかる提言

⑤ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、調査体制等）

添付資料

- ①業務フローチャート
- ②業務人月表
- ③その他調査活動実績

提出時期：業務終了時 2022年3月11日

部 数：和文1部（簡易製本及び電子データ）

## （2）その他の報告書類

### 1）業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部 数：和文1部（簡易製本及び電子データ）

## 8. 業務の工程

2020年9月下旬より業務を開始し、2022年3月11日までにファイナルレポートを作成・提出する。

## 9. その他特記すべき事項

### （1）通訳の備上について

公用語が仏語、アラビア語、ポルトガル語の国の調査においては英語との通訳備上を認める。

### （2）調査を開始する国の優先順位

調査を開始する国の順番については、発注者の案件形成プロセスの進捗等を踏まえ、発注者と受注者で協議の上で決定することとする。

### （3）安全対策

現地業務期間中は安全管理に十分留意し、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地の治安状況については、渡航国のJICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための渡航国関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。特にチャドやブルキナファソ、スーダンに渡航先に制限があり、場所によってはJICAの承認に加えて外務省渡航承認が必要となることから調査対象地設定にあたっては留意が必要となる。特にチャドは渡航不可となる可能性も踏まえ、遠隔での業務体制を検討すること。また、事前承認に必要な時間を勘案し、前広の情報共有を努めると共に、調査工程を検討すること。また、同事務所<sup>5</sup>と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるようにすること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従

---

<sup>5</sup> チャドに関してはカメルーン事務所

事者を登録すること。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(5) 実施体制

新型コロナウイルスの影響で現地渡航に制限がかかることが予想されるため、本件は従事者あるいは特殊傭人としてアフリカにベースのある人材の参団を推奨する。また、遠隔での業務体制をプロポーザル内で提案すること。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：アフリカにおける農業・食料安全保障及び栄養に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／事業立案

➤ 農業／栄養改善

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／事業立案）】

a) 類似業務経験の分野：食と栄養に係る事業立案に関する各種業務（保健分野、農業分野又はこれらのいずれかを含むマルチセクターにおける案件形成に従事した経験があることが望ましい。）

b) 対象国又は同類似地域：全アフリカ地域

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 農業／栄養改善】

- a) 類似業務経験の分野：農業、栄養改善に係る各種業務（農業を通じた栄養改善に従事した経験があることが望ましい。）
- b) 対象国又は同類似地域：全アフリカ地域
- c) 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

各業務の実施行程は以下を想定しています。

- 6. I (1) : 2020年9月～2022年3月  
ブルキナファソ：2020年11月に大統領選挙が開催される予定であるため、2021年1月以降
- 6. I (2), (3) : 2020年9月～2022年3月
- 6. II: 6. I (1) ～ (3) で各国を訪問する際に併せて調査実施

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 33.1人月 (M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。なお、渡航回数はおのべ12回を想定しています。6. I (1) は各国2回渡航（そのうち1回は6. I (2) を含め複数国周遊を想定）、6. I (2) は各回の渡航でセネガル⇄エチオピア、ケニア⇄マラウイやセネガル⇄ケニア、エチオピア⇄マラウイ等フライトの接続がよい2か国を回ることを想定しています。

ア 業務主任/事業立案 (2号)

イ 農業/栄養改善 (3号)

ウ 保健/公衆衛生

エ 研修/援助協調

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント、NGO等）への再委託を認めます。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

1) パイロットプロジェクトの実施（第3 6. (2)）（定額計上とするこ  
と）。

### (4) 対象国の便宜供与

調査実施に当たって、関係機関との面談の設定の支援及び一般的な情報提供

等を想定しています。危険レベルに応じて現地調査の可否や、可能な場合の渡航時期については、様子をみながらJICAと協議するものとします。

### (5) 安全管理

- スーダンのハルツーム（レベル2）、ブルキナファソのワガドゥグ（レベル2）、チャドのンジャナメ（レベル3）等、外務省危険レベルが2以上の都市における宿泊場所は、JICAの定める全対策措置にて指定された範囲内の宿泊施設とし、事務所スペースはJICA事務所と協議の上、必要な安全対策措置の施されている事務所スペースを確保すること。現地での調査実施に当たっては日本大使館、JICA事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密に取ること。定期的（週1度を目安として、移動のあるタイミング毎）に機構に報告することもあり得る。移動や滞在に関してJICAからの指示に従い、承認を得ること。
- 外務省危険レベルが2以上の都市においては、有事の安全対策としてコミュニケーション手段を複数確保し、2社以上の携帯電話（通話・SMS）、衛星電話、無線連絡網を用意すること。携帯電話及び衛星携帯電話については、万が一の事態に備えそれぞれ複数台を団内に配置すること。無線連絡網については携帯型無線機を必要に応じてJICA事務所から貸与する。外出する際には、緊急事態に対応が可能となるよう団員間の連絡手段の確保に留意し、活動グループごとに適切な連絡手段を携行すること。
- 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国からの調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切に取られるよう必要な措置を講じた契約を行うこと。
- 現地調査における海外保険については、購入保険の適用範囲を十分に確認のうえ、特にレベル3の地域への渡航の際は戦争特約が付保されることを確認すること。

## 3. 業務従事者の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定

者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4）補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

## （2）外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。本件は従事者あるいは特殊傭人としてアフリカにベースのある人材の参団を推奨します。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

【記載例】

- 1) 本邦招へい支援に係る直接経費（国内事業費）： 500千円
- 2) 現地再委託費（再委託費）： 61,000千円
  - 交通量調査 11,000千円
  - 自然条件調査 25,000千円
  - 環境社会配慮関係業務 25,000千円
- 3) 一般業務費（資料等作成費）
  - 翻訳費（仏文⇒英文） 1,000千円
- 4) 報告書作成費

➤ 翻訳費（和文⇒仏文） 1, 500千円

（４）以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。

【記載例】

- 1) 本邦招へい支援に係る業務： 0. 50人月
- 2) 現地セミナー（本邦企業参加）に係る業務： 0. 80人月

（５）見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

（６）旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路を以下のとおり提示します。なお、提示している経路以外を排除するものではありません。

【セネガル】

ドバイ経由、パリ経由

【ケニア】

アブダビ経由、ドーハ経由、ドバイ経由、アムステルダム経由、チューリッヒ経由

【エチオピア】

直行便、ドバイ経由、フランクフルト経由

【マラウイ】

シンガポール・ヨハネスブルク経由、ドーハ・ヨハネスブルク経由、ドバイ・ヨハネスブルク経由、香港・ヨハネスブルク経由

【ブルキナファソ】

アディスアベバ経由、パリ経由

【スーダン】

アブダビ経由、ドバイ経由、アディスアベバ経由

【チャド】

アディスアベバ経由、パリ経由

（７）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、一般業務費（賃料借料）で計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料として、機材費（機材購入費）に計上してください。

#### 【その他留意事項】

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象と



しますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。本件の場合、ブルキナファソとチャドが該当するが、計66日の滞在を想定しています。

#### （8）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### 6. 配布資料／参考資料等

#### （1）配布資料

- ・食と栄養に係る基礎情報収集・確認調査ファイナルレポート
- ・IFNA横浜宣言2019
- ・Nutrient Focused Approach概要
- ・各国ICSA

#### （2）参考資料

- ・栄養改善に係るJICAの取組方針

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/approach.html>

- ・栄養プロフィール（食と栄養に係る基礎情報収集・確認調査で作成）

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/profile/africa.html>

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.00)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／事業立案</u>	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力：	( )	(13.00)
ア) 類似業務の経験		5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		3.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	(8.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8.00
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>農業／栄養改善</u></b>	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- |        |   |
|--------|---|
| 1 業務名称 | IFNAにおけるICSA展開促進及び研修事業促進基礎情報収集・確認調査（QCBS） |
| 2 対象国名 | アフリカ地域                                    |
| 3 履行期間 | 2020年 9月〇〇日から<br>2022年 3月25日まで            |
| 4 契約金額 | 円<br>(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)                 |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。
- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
  - (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
  - (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
  - (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

#### （監督職員等）

- 第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。
- (1) 監督職員 : 農村開発部農業・農村開発第二グループ次長
  - (2) 分任監督職員 : なし

#### （契約約款の変更）

- 第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
- (1) 第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

#### （共通仕様書の変更）

- 第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
- (1) 第9条 業務関連ガイドライン  
「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2018年5

- 月)」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 対応新方式) (2019 年 4 月)」を挿入する。
- (2) 第 27 条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

2020年9月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町 5 番地 2 5

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 植 嶋 卓 巳

受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約 ([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)) にある「契約約款」に示す通りとします。

## 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約 ([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)) にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。